

科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第4回） 議事要録

日 時：

令和2年5月28日（木）午前10時～正午

場 所：

国立国会図書館東京本館人事課大会議室（オンライン開催）

出席者：

基本方針検討部会員4名

竹内比呂也部会長、佐藤義則部会員、生貝直人部会員、北本朝展部会員

館側出席者8名

（幹 事）利用者サービス部長、電子情報部長

（事務局）利用者サービス部副部長、同部サービス企画課長、同部科学技術・経済課長、同課課長補佐、電子情報部電子情報企画課長、同課課長補佐

次 第：

1. 基本方針検討部会の運営について
2. 前回議事要録の確認
3. 識別子とメタデータ [佐藤部会員発表]
4. デジタルデータ・デジタルアーカイブの知識基盤社会における利活用
5. データ利活用社会における基盤整備
6. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（概要案）について
7. その他

配付資料：

- (資料 1) 科学技術情報整備審議会基本方針検討部会関係者名簿
- (資料 2) 基本方針検討部会のスケジュール
- (資料 3) 「基本方針検討部会の運営について」の改正について
- (資料 4) 科学技術情報整備審議会基本方針検討部会（第 3 回）議事要録（案）
- (資料 5) 基本方針検討部会の検討テーマについて
- (資料 6) 識別子とメタデータ
- (資料 7) 部会（第 3 回）の論点について
- (資料 8) 部会（第 3 回）の論点へのコメントについて
- (資料 9) 部会（第 4 回）の論点について
- (資料 10) 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（概要案）
- (資料 11) 提言骨子案及び概要案へのコメントについて
- (参考資料 1) 学術情報流通の整備をめぐる諸外国の状況調査
- (参考資料 2) 「学術情報の収集・保存に係る学協会アンケート」の集計結果（令和元年 7 月 26 日）
- (参考資料 3) 識別子に係る実施方針
- (参考資料 4) 国立国会図書館データ利活用事例
- (参考資料 5) 長期保存のためのヒアリング結果一覧（令和 2 年 3 月 25 日 知的財産戦略本部 デジタルアーカイブ推進委員会及び実務者検討委員会実務者検討委員会（第 10 回）参考資料 5）
- (参考資料 6) すべての人にアクセスとチャンスを 国連 2030 アジェンダに図書館はどう貢献するのか（国際図書館連盟）
- (参考資料 7) 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書 —研究データ基盤整備と国際展開に関する戦略—（令和元年 10 月 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会）
- (参考資料 8) 第 6 期基本計画検討のための論点（案）（令和 2 年 3 月 26 日～令和 2 年 4 月 9 日 総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会（第 4 回）資料）
- (参考資料 9) 知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開 —Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—（最終取りまとめ）（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

議事概要：

1. 基本方針検討部会の運営について

必要に応じオンラインで開催できる旨を明記することが決定された。

2. 前回議事要録の確認

案のとおり、了承された。

3. 識別子とメタデータ [佐藤部会員発表]

佐藤部会員が資料 6 を基に発表した。

現在、様々な永続的識別子 (Persistent Identifier: PID) があるが、財政的な持続可能性のほか、PID システム自体の閉鎖や元データ所有者の管理放棄のおそれが、課題に挙げられた。また、メタデータの集約と識別子付与は、研究情報システム (Current Research Information System: CRIS) を含む、各プラットフォーム形成に重要な要素であること等が示された。

識別子とメタデータについて、発表後に示された主な発言は次のとおりである。

- ・ 識別子について、国際的には日本 (の機関) はほとんど影響力を持っていない。しかし、メタデータの利活用やそのための基盤整備を進める中で、国内出版物に関する部分については、国立国会図書館が一定の責任を果たす必要があるかもしれない。
- ・ 識別子の持続可能性には組織力によるバックアップが欠かせないが、国立国会図書館の貢献が期待される。
- ・ メタデータの提供 (共有) は、識別子付与の条件ともなっている。DOI が成功例であるが、識別子を通じて、メタデータを収集できる仕組みを作ることは、長期的にも意義が大きい。
- ・ 識別子とメタデータをデジタルアーカイブの基盤として位置付け、利活用を推進するには、伝統的な図書館目録による書誌データ管理では限界があり、広げて考える必要がある。提言において、国立国会図書館が実施方針で掲げている「相互運用性」よりも具体的なイメージを示す必要がある。
- ・ 学術出版社は、識別子を単独ではなく、知識創造サイクルの各段階や要素とリンクさせることで、最終的に研究評価 (Research Evaluation) の付加価値を高めることを目指していると考えられる。国立国会図書館も、単に識別子を付与するだけでなく、どのような利活用を進めていくか、例えば、教育目的の利活用を考えるならば、そのために必要なものは何かを考え、取組を進めていく必要がある。

4. デジタルデータ・デジタルアーカイブの知識基盤社会における利活用

事務局が資料 7、資料 8 について説明した。主な発言は次のとおりである。

○デジタルアーカイブとデータの利活用

- ・ 英国図書館は、教育目的に限定して、大量のデジタルコンテンツをオープン化している。こうした積極的な試みは利活用を進めるために重要である。しかし、新型コロナウイルス感染症対応の中で明らかとなったが、オープン化されたデジタルコンテンツがあっても、特に初等中等教育の現場で使いこなすことはまだ難しい。電子展示等をより使いやすい形に作り込み、グッドプラクティスを周知することが重要となる。国立国会図書館自らではなく、外部の専門家や機関との連携協力の中で取り組むとよいのではないかと。
- ・ データの利活用を進めるには、まず使いやすいデータにして公開しておくことが重要である。特定の目的に作り込むことは、対象者の限定につながることもあり、必ずしも費用対効果がよいとはいえない。例えば、人文学オープンデータ共同利用センターが提供してい

る日本古典籍くずし字データセット¹は、新型コロナの影響か、4～5月にアクセス数が倍増した。データが使いやすい形でオープン化されていれば、何かのきっかけで利活用が広がることもあるだろう。

- Europeana のアグリゲータとの対比で考えると、全文テキストの（統合）検索は、ジャパンサーチのインターフェースから提供することは考え難い。他方で、書籍等分野の「つなぎ役」として、ジャパンサーチからアクセスされる書籍（図書館資料）をどのように使いやすくしていくかを考えなくてはならない。

○新型コロナウイルス感染症を踏まえて

- 新型コロナウイルス感染症によって、物理的なコレクションに基づく図書館の弱点が浮き彫りになった。デジタル化の推進により、オンラインでコンテンツが利用できるようになるなど、災害等があっても図書館の活動に支障が生じない基盤とすることが一層求められる。
- 「知的財産推進計画 2020」では、絶版等資料の図書館送信の拡大を念頭に置いた制度改正について、来年の通常国会への法案提出を目指すことが示された²。著作権法改正への対応とともに、学校等の教育研究機関やその構成員が、図書館を経由せず、デジタル化した絶版等資料のデータを直接利用できるようなった場合に、どのような利活用が考えられるか、モデルを示すことが求められるのではないかと。
- デジタルアーカイブ学会が、新型コロナウイルス感染症をテーマとしたアーカイブ活動の推進を図書館等に提案している。³国立国会図書館は、東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」を運営しており、新型コロナウイルス感染症についても、インターネット資料収集保存事業（WARP）の収集頻度を上げている。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、災害や事件等を後世に残すアーカイブ活動について、提言に盛り込んでよいのではないかと。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を含めて、対象や公開方法など、ウェブアーカイブの在り方を改めて考えるときにあるのではないかと。

5. データ利活用社会における基盤整備

事務局が資料9について説明した。主な発言は次のとおりである。

- 外国刊行資料について、ジャーナルをはじめ、学術コンテンツのオープンアクセス（OA）の割合は、十分とまでは言えないが、増えてきている。国立国会図書館の科学技術情報整備において、外国刊行資料の収集と提供は歴史的にも重要な意味を持ち、国民のアクセスを保障してきたが、今後は、こうした環境の変化を注視しつつ、その役割の見直しについて議論が必要ではないかと。

¹ 「日本古典籍くずし字データセット」人文学オープンデータ共同利用センター <<http://codh.rois.ac.jp/char-shape/>>

² 「絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」とある。このうち、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、工程表で「2020年度内に一定の結論 [をえ] て、法案の提出等の措置を講ずる。」というスケジュールが示されている。「知的財産推進計画 2020～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～」（2020年5月27日知的財産戦略本部決定）p.68. <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>>

³ 新型コロナウイルス感染症に関するデジタルアーカイブ研究会「COVID-19に関するアーカイブ活動の呼びかけ」2020.5.10. デジタルアーカイブ学会<<http://digitalarchivejapan.org/bukai/sig-covid19/call>>

- ・ 研究データについて、国立情報学研究所（NII）の **Research Data Cloud** 等の取組が進展したことを踏まえると、国立国会図書館はメタデータに焦点を合わせるとともに、データ本体については、関係組織との役割分担（長期保存等）を検討する必要があるのではないかと。
6. 第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言（概要案）について事務局が資料 10、資料 11 について説明した。主な発言は次のとおりである。
ほかに意見がある場合は、事務局にメールで知らせることとした。
- ・ 出版物に対する納本制度とのアナロジーを考えると、ナショナルコレクションの整備を担う国立国会図書館は、データの時代には様々な組織からメタデータを受け入れることになるだろう。その観点では、ジャパンサーチは、国立国会図書館が、伝統的な図書館資料ではないものについて、メタデータを受け入れ、整理して公開する窓口とも考えられるのではないかと。